

宝塚市パークマネジメント計画等審議会 第5回審議会
概要資料

目次

1. 今回の審議会について	1
2. 公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況	2
1)概要	2
2)これまでの経緯と今後の見通し	2
3. 「パークマネジメント計画」(素案)の修正内容	4
1)主な修正内容	4
2)留意事項	5
4. 街路樹管理計画(素案)の検討	5
5. 都市計画公園見直しガイドライン素案の修正	6
1)ガイドライン素案にもとづく検証の試行	6
2)修正の方向性	7
6. 開発協力金制度の進捗	10
1)これまでの経緯と今後の予定	10
7. シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認	11
1)実施状況	11
2)説明会の開催状況	12
3)エントリーシートの提出状況	12

【資料構成】

資料 1 概要資料(本紙)

資料 2 今後の審議会・作業部会における審議・検討の流れ(案)

資料 3-1 宝塚市パークマネジメント計画(素案)新旧対照表

資料 3-2 宝塚市パークマネジメント計画(素案)新旧対照表(一部本文抜粋)

資料 3-3 宝塚市パークマネジメント計画(素案)

資料 3-4 宝塚市パークマネジメント計画概要版(素案)

資料 4-1 街路樹管理計画(素案)新旧対照表

資料 4-2 街路樹管理計画(素案)

資料 5 宝塚市都市計画公園見直しガイドライン(素案)

○全体説明用資料

1. 今回の審議会について

本紙と合わせ、資料 2 をご参照ください。

■審議のポイント

- 今回の全体的な流れ、今後の審議会等の予定の確認
- 報告事項、主要審議事項、関連事項における各到達目標の確認

今回の審議会の構成・到達目標

【報告事項】

- ① 公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況 資料 1
- ・ 公園区計画作成の先行協力地区の選考経緯、今後の予定について報告を行う。

【審議事項】

- ② 「パークマネジメント計画」（素案）の修正内容 資料 1、3-1、3-2、3-3、3-4
- ・ パークマネジメント計画（素案）の修正内容等について検討、審議いただく。
- ③ 街路樹管理計画の素案 資料 1、4-1、4-2
- ・ 街路樹管理計画（素案）の内容について検討、審議いただく。

【関連事項】

- ④ 都市計画公園見直しガイドライン素案の修正内容 資料 1、5
- ・ ガイドライン（素案）の修整内容について確認いただく。
- ⑤ 開発協力金制度の進捗 資料 1
- ・ これまでの経緯と今後の予定について確認いただく。
- ⑥ シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等 資料 1
- ・ サウンディングの実施状況について確認いただく。

2. 公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況

1)概要

公園区計画の作成ならびにモデル地区における検証について、まちづくり協議会代表者交流会、各協議会への個別説明を通じて意見を確認したところ、特にモデル地区の選定の経緯や方法に関して多くの異論が寄せられた。

この状況を受け、全まちづくり協議会を対象にアンケート調査を行い、先行的に公園区計画の作成に取り組む意思のある地区を募った結果、6地区から挙手するとの回答をいただいた。

挙手すると回答された6地区を対象に抽選を実施し、3地区を先行的に計画作成に協力いただく地区として選定。

今後は、選定された3地区のまちづくり協議会等と、ワークショップ等の開催方法や子どもや子育て層の参画を促す工夫等について意見交換を行い、8月以降のワークショップ等の開催を目指す。

2)これまでの経緯と今後の見通し

【これまでの経緯】

- 2024年9月11日 令和6年度第5回まちづくり協議会代表者交流会
モデル地区による公園区計画の先行検討について、地区選定の考え方や候補地区について説明を実施。選定の経緯や方法について異論が相次ぐ。
- 2024年11月10日～12月21日 各まちづくり協議会への個別説明（全20地区）
各まちづくり協議会への個別説明を行い、公園区計画の概要やモデル地区検証の考え方、地区選定の方法等について説明、質疑応答を実施。
- 2025年1月8日 令和6年度第7回まちづくり協議会代表者交流会
代表者交流会や各協議会個別説明においていただいたご意見を踏まえ、取組の見直しを行うことを説明。
- 2025年3月12日 令和6年度第9回まちづくり協議会代表者交流会
今後の対応方針と公園区計画の作成方法等について説明を実施。先行的に公園区計画の作成に取り組む地区として挙手いただけるか確認を行う調査票を配布。
※調査票の提出期限である4月25日までに、6地区から「挙手する」との回答を得る。
(挙手した地区：逆瀬台、宝塚、安倉、中山台、西山、長尾の6地区)
- 2025年5月14日 令和7年度第2回まちづくり協議会代表者交流会
挙手いただいた地区6地区を対象に抽選を実施し、3地区を選定。
(選定した地区：宝塚、中山台、長尾の3地区)
- 2025年6月5日 先行協力地区のまちづくり協議会代表者との協議
先行協力地区のまちづくり協議会代表者と、意向の確認や今後の進め方について意見交換を実施。

【今後の予定】

- 先行協力地区のまちづくり協議会及び自治会長との意見交換を実施し、ワークショップ等の開催方法、子ども・子育て層等の参画促進などについて意見交換を行う。
- ワークショップを開催する場合、初回は8月以降に開催し、以後、2か月に1回程度のペースで4～5回開催し、来年4月をめどに公園区計画の作成を進める。
- ワークショップ以外に、適宜情報提供や助言等を実施予定。（※計画作成に取り組む全地区対象）

3.「パークマネジメント計画」(素案)の修正内容

1)主な修正内容

本紙と合わせ、資料3-1、3-2、3-3 をご参照ください。

誤字・脱字や文言の修正のほか、主に下記の変更を実施。

下記の＊マーク箇所は第4回作業部会におけるご指摘を踏まえた箇所。

(1)用語の説明表の追加

【資料 3-1 新旧対応表 No.1】

- ・冒頭に用語の説明表を追加。

(2)公園等の整備・管理等の問題に関する記載内容の見直し

【資料 3-1 新旧対応表 No.8～No.35、資料 3-2】

- ・見出しの表記を「課題」から、言葉としてより強い表現の「問題」に変更。
- ・各項目の内容について、現状や今後の方向性等に関するものが混在していた従前のものから、問題の具体的内容を中心に明記する方向へ変更。

(3)問題提示にとどまらず、問題を踏まえた前向きな方向性の提示＊

【資料 3-1 新旧対応表 No.38、資料 3-2】

- ・第2章における課題整理を受け、第3章において、問題提示にとどまるのではなく、問題を契機に、公園等をより身近で多様に活用できる場として再構築していく、前向きな方向性を提示。

(4)「参加」から「参画」への変更＊

【資料 3-1 新旧対応表 No.45、No.47、No 53、No 54、No 55】

- ・多様な主体との協働・連携について、従来の「参加」という表現から、より積極的に計画作成やその実践に取り組むことをめざす姿勢を重視する「参画」に変更。

(5)重点プロジェクトの削除＊

【資料 3-1 新旧対応表 No.42、No.43、No 44、No 46、No 51、No 52】

- ・施策1「公園区計画の作成と推進」については、これまで重点プロジェクトに位置づけてきたが、もともとこの取組は上位計画である「みどりの基本計画」において重点施策として位置づけられており、類似の位置づけが重複している状況にある。また、本来施策1は、公園区計画の作成を通じて他の各施策の基盤となる前提整理を行うものであり、「重点プロジェクト」として扱うにはそぐわない性質のものである。こうしたことから、「重点プロジェクト」としての位置づけは削除することとする。

(6) 実施施策の整理

【資料 3-1 新旧対応表 No.48、No.49、No.50】

- ・施策 3「多様な主体との連携を通じた維持管理の推進」の施策内容「②公園等の効率的・効果的な維持管理の推進」について、「公園施設の老朽化対策等の効率的・効果的な維持管理手法の検討」等に修正し、従前の同「①市民協働による維持管理の促進や支援の充実」との重複を解消。
- ・施策 3「多様な主体との連携を通じた維持管理の推進」という表現は、本計画が目指す多様な主体と連携したまちづくりの趣旨に対し、主客が逆転している。そのため、施策名称だけでなく、その内容についても、本計画全体の趣旨を踏まえた表現へと見直し。*

2) パークマネジメント計画概要版(素案)の確認

本紙と合わせ、資料3-4 をご参照ください。

2026 年 1 月に予定するパークマネジメント計画（案）に対するパブリックコメントの募集では、A4 冊子（12 ページ程度のパンフレット）を配布予定である。

4. 街路樹管理計画(素案)の検討

街路樹管理計画（素案）のうち、7 については現在検討中である。

街路樹管理計画(素案)の目次構成

1	計画策定の背景と目的	第 4 回審議会指摘事項修正
2	街路樹の現状と問題点	
3	街路樹現況調査	
4	街路樹管理計画	
5	整備基準	素案の提示
6	維持管理基準	
7	街路樹の再整備と事業実施効果	現在検討中

5. 都市計画公園見直しガイドライン素案の修正

本紙と合わせ、資料 5 をご参照ください。

1) ガイドライン素案にもとづく検証の試行

ガイドライン素案にもとづく、検証の試行を進めている。

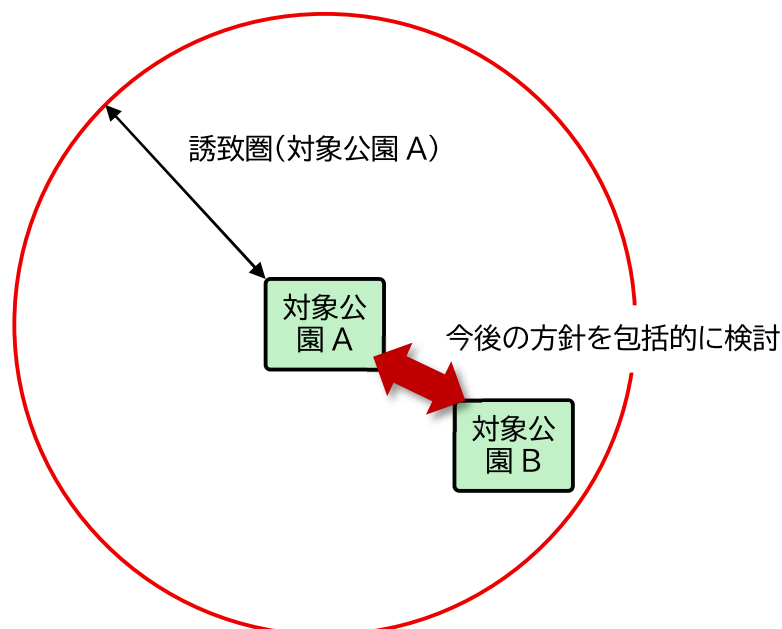
これまでのところ、身近な公園の必要性、代替性について検証の試行を行った。対象公園の整備必要性が高いとみなすことのできる、「必要性が高い」かつ「代替性が低い」とみなされるのは全 23 箇所中 2 箇所にとどまる。

また、見直しの対象となる公園の位置を整理したところ、対象公園のなかには他の対象公園の誘致圏内に位置するものがあることが確認できた。こうした「周辺に未着手公園が複数ある場合」は、該当する各公園の整備方針や進捗状況が他の公園の位置づけに影響を及ぼす可能性があることから、当該公園は包括的に検討することが重要と考えられる。

身近な公園の検証試行状況

検証の視点	判定	試行状況
ア) 必要性の検証	必要性が高い	全 23 箇所中 2 箇所で該当
イ) 代替性の検証	代替性が低い	全 2 箇所中 2 箇所で該当 (全公園 23 箇所中では 7 箇所で該当)
ウ) 実現性の検証	実現性が低い	(現在、試行に向けた準備中)

周辺に未着手公園が複数ある場合の考え方



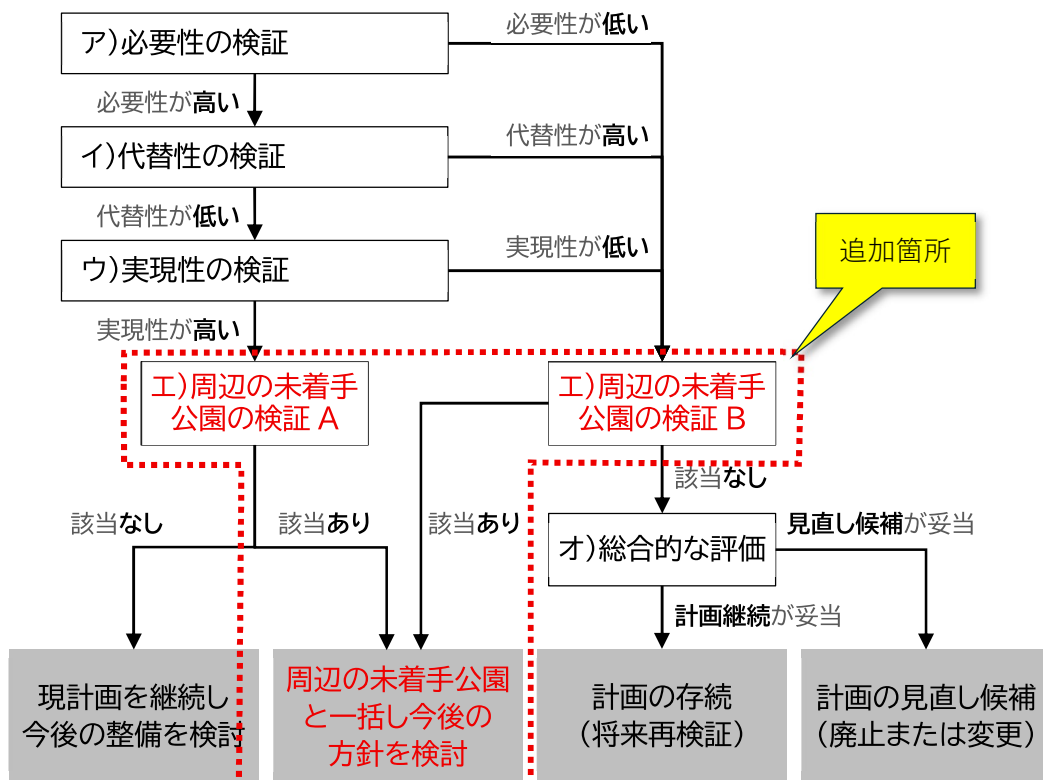
2)修正の方向性

今後の試行を踏まえ、ガイドラインの検証方法について、次の見直しを行うことが見込まれる。

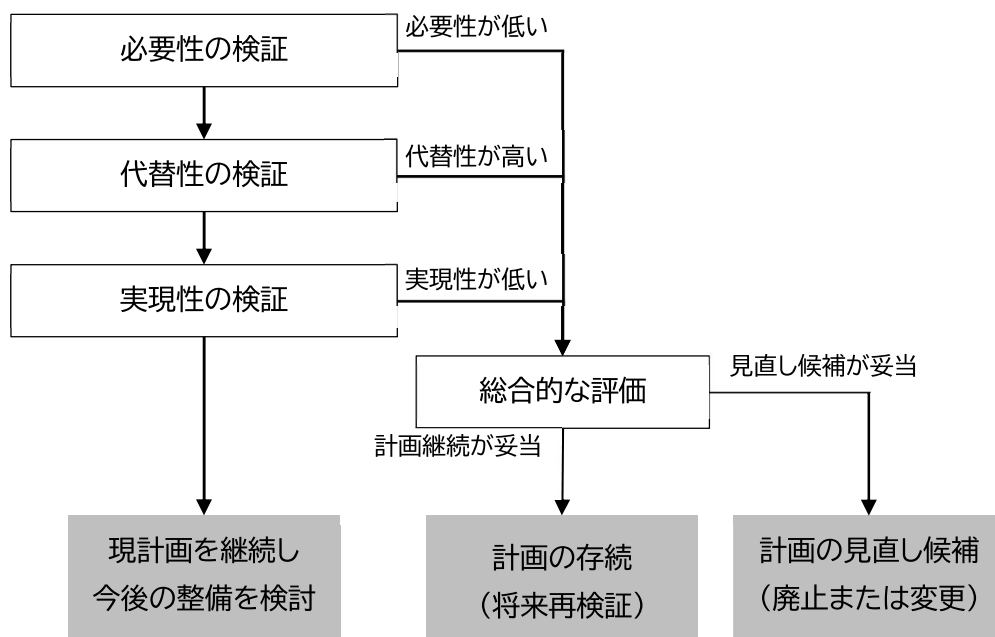
(1)検証フローの見直し

検証フローに、「周辺に未着手公園が複数ある場合」の検証を追加する。

変更案)



現行案)



(2)検証項目の見直し

ア) 必要性の検証 **見直し**

3.地域の公園整備状況について、評価の基準値を変更。

評価項目	見直し方針
3.地域の公園整備状況	公園区の一人当り公園面積の基準値を 5 ㎡未満に変更。 (現行は 1 ㎡未満)

イ) 代替性の検証 **見直し**

1.上位計画の機能の代替および 3.誘致圏の代替について評価項目を削除し、2.機能の代替について、機能別の代替施設の有無や施設規模による評価に変更。

(代替性の検証イメージは次ページ参照)

評価項目	見直し方針
1.上位計画の機能の代替	評価項目の削除（上位計画に位置づけのある対象施設や具体的な機能が限られていて、評価実施が困難）
2.機能の代替	機能別の代替施設の有無や施設規模による評価に変更する。（現行は代替施設の有無による検証）
3.誘致圏の代替	評価項目の削除（代替施設の誘致圏設定の困難）

ウ) 実現性の検証 **見直し**

2.取得コストの規模の評価基準について、コスト評価に代え、計画地の土地所有状況に変更。

評価項目	見直し方針
2. 取得コストの規模	- 取得コストの評価は、今後の財政状況に左右されるうえ、金額による絶対評価ではなく、事業効果に対する相対評価とすべき。 - そのため、コスト評価に代え、計画地の土地所有状況（※下記）を評価基準とする。 ※当該公園の計画地は、単一かごく少数の地権者によって所有されている。 等

エ) 周辺の未着手公園の検証 **追加**

新たな評価項目として「周辺の未着手公園の有無」を追加し、当該公園の誘致圏内におけるほかの未着手公園の有無を検証。

評価項目	概要	評価点
周辺の未着手公園の有無	当該公園の誘致圏内に、未着手の都市計画公園が存在する。	当てはまれば 1 点
		評価点が 1 点で該当あり

■参考～機能の代替に関する評価～

「代替性が高い」とする条件の考え方

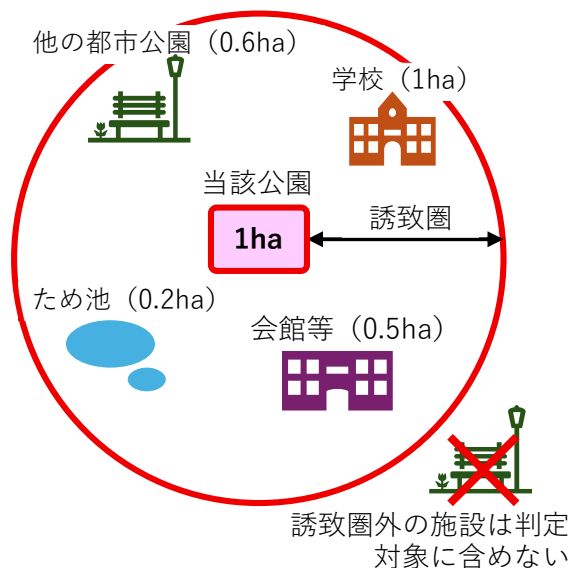
環境保全機能を有する誘致圏内の代替施設の面積	≧ 当該公園の計画決定面積	いずれも 該当
景観形成機能を有する誘致圏内の代替施設の面積	≧ 当該公園の計画決定面積	
防災機能を有する誘致圏内の代替施設の面積	≧ 当該公園の計画決定面積	
レクリエーション機能を有する誘致圏内の代替施設の面積	≧ 当該公園の計画決定面積	

検証対象とする代替施設の種類と有する機能

分類	環境保全	景観形成	防災	レクリエーション
都市公園	○	○	○	○
広場・緑地	各施設の特性による			
生産緑地	○	○		
ため池	○	○		
会館等			○	○
学校（幼稚園除く）			○	
保育所・幼稚園			○	
社寺	○	○		
その他施設	各施設の特性による			

機能の代替性検証イメージ

（計画決定面積 1ha の当該公園の誘致圏内に、他の都市公園、学校、ため池、会館等がある場合）



各機能の代替性の検証

単位:ha

代替施設	各施設の機能別面積			
	環境保全	景観形成	防災	レクリエーション
都市公園	0.6	0.6	0.6	0.6
学校			1	
ため池	0.2	0.2		
会館等			0.5	0.5
合計	0.8	0.8	2.1	1.1
判定 (当該公園 面積 1ha)	× 計画面積 (1ha)を 下回る	× 計画面積 (1ha)を 下回る	○ 計画面積 (1ha)を 上回る	○ 計画面積 (1ha)を 上回る
	代替性を有するのは、防災、レクリエーションの 2 機能であるため、評価点 0(代替性が低い)			

6. 開発協力金制度の進捗

1)これまでの経緯と今後の予定

【これまでの経緯】

○ 令和7年11月11日 第三回審議会

⇒①開発提供公園のあり方検討の背景、②基本的な考え方、③具体的な方策 の案について報告

【進捗状況と今後の予定】

(進捗状況)

開発協力金制度の創設について、法制担当課と協議し、法的な課題については概ね解決。(負担金を開発地に還元する仕組み、都市計画法施行令第25条第6項ただし書きの公園整備が不要な場合の整理など)

⇒正式な条例案や協力金の運用面などの調整を行っている。

(今後の予定)

令和7年7月頃：条例案の作成及び関係課との調整完了予定

令和7年9月上旬：議会資料の提出

令和7年12月：議会

令和8年4月1日：施行

7. シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認

1) 実施状況

(1) 実施スケジュール

日程	内容
令和7年3月21日(金)	実施要領の公表 終了
令和7年4月25日(金)	事前説明会の参加申込み期限 終了
令和7年5月12日(月)	事前説明会の開催 終了
令和7年5月23日(金)	サウンディングに関する質問提出期限 終了
令和7年6月6日(金)	上記質問への回答（市HPに一括して掲載予定） 終了
令和7年6月20日(金) ～6月27日(金)	エントリーシート（事業者及び提案内容の概要）・提案書 （具体的提案内容）提出期間 終了
令和7年7月14日(月) ～7月31日(木)	サウンディング（個別対話）の実施
令和7年8月下旬ごろ	サウンディング結果概要の公表（予定）

(2) 広報

実施について宝塚市HPで情報を掲載した。

また、広く事業者に参加してもらうため、以下の広報先に情報提供を行った。

- ・ 宝塚市記者クラブ
- ・ 兵庫県政記者クラブ
- ・ 神戸経済記者クラブ
- ・ 大阪経済記者クラブ
- ・ 宝塚商工会議所
- ・ 令和4年度 シビックゾーンサウンディング参加事業者（個別）
- ・ 令和6年度 包括施設管理業務委託サウンディング参加事業者（個別）
- ・ 包括連携協定締結企業
- ・ クリーンセンター関係の事業者
- ・ 施設マネジメント課 委託事業者
- ・ 各施設所管課の関係先
- ・ 現行の各施設委託業者に連絡
- ・ Park-PFI推進支援ネットワーク（日本公園緑地協会）
- ・ 日本PFI・PPP協会
- ・ 建設コンサルタント協会
- ・ 株式会社日刊建設通信新聞社

2)説明会の開催状況

開催日時 5月12日(月)13:00～

開催内容 中央公民館にて説明。その後各施設

参加事業者数 18 事業者、44 人

3)エントリーシートの提出状況

提案者の概要及び提案内容の概要を記入する「エントリーシート」、具体的な内容を示す「提案書」の提出を募集。

提出期間 6月20日(金)～6月27日(金)(午後5時まで)

提出事業者数 ●事業者(※)

※資料送付時点では未確定であるため、審議会当日に提案事業者数について報告いたします。